



行政書士の出番ですよ!!

～不断の改善／信頼の構築～

兵庫県行政書士会

会長 大口

晋

計画なくして評価無し、記録なくして改善無し

～例えば 社会的責任 (Social Responsibility)

～例えば 事業継続計画 (Business Continuity Plan) ～

兵庫県行政書士会の運営方針のなかの行動指針では「社会的責任 (ISO26000等) の取り組みを通した持続可能な会務運営を行います」とお示ししています。

多くの企業のホームページを閲覧するとCSR (企業の社会的責任 : Corporate Social Responsibility) 活動などとして、取り組みが公開されています。2010年に社会的責任を企業にとどまらずさまざまな組織に取り入れられるガイダンス (手引書) としてISO26000が発行されました。

本会においては、ガイダンスに沿っておおむね次のように取り組んでいます。

本会の組織特性を確認する／市民、会員、行政、日行連などステークホルダー(利害関係者)を特定する／社会的責任の7つの原則で運営する／社会的責任の7つの中核主題に取り組む／中核主題および課題や期待は、ステークホルダーとエンゲージ (対話) して取り組む／取り組み実績を確認し、改善につなげる
この取り組みにより、組織の信頼性を向上させ、持続可能な発展^{※1}に貢献しようとしています。

社会的責任の原則	社会的責任の中核主題
1. 説明責任	1. 組織統治
2. 透明性	2. 人権
3. 倫理的な行動	3. 労働慣行
4. ステークホルダーの利害の尊重	4. 環境
5. 法の支配の尊重	5. 公正な事業慣行
6. 国際行動規範の尊重	6. 消費者課題
7. 人権の尊重	7. コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

※「日本語訳ISO26000 : 2010 社会的責任に関する手引」日本規格協会編 P7~8、P79

そして本会は、ステークホルダーである会員の皆さまとエンゲージしてこれらに取り組んでいます。広くは総会議案書により事業計画を提案、実績報告、それに関する評価を行い新事業として改善し、より良い執行につなげようとしています。いわゆるP(計画)、D(執行)、C(評価)、A(改善) サイクルです。

しかし、当然のことですが、行う事業だけでは説明責任や透明性に欠け、計画とは呼べないかもしれません

せん。事業の狙いや目的などの計画が示されていないとその目的に近づいたのかなどの評価ができません。また、執行は、記録が無いと実績が不透明で、比較などによる改善はできません。

現在、役員や職員の皆さんには、お手数をお掛けしていますが、事業推進状況確認シートの記録やその役員間開示やサイボウズの活用等により積極的に記録を残していただいています。また、新制業務部は、調査・研究に注力して、行政や日行連というステークホルダーとエンゲージし、会員の業務改善や諸制度の改正提案ができる環境整備を行っています。

そして、総務部は、中核主題の組織統治等として、BCPの策定を行ったり、環境課題に対し、KEMS（神戸環境マネジメントシステム：Kobe Environmental Management System）^{※2}に取り組んだりしています。

さて、こういった取り組みは、本会だけでなく、中小企業や各種団体においても、一般的になっています。企業評価を財務面だけでなく、ESG投資のように「環境（Environment）」「社会（Social）」「組織統治（Governance）」の3要素を考慮した投資が普及したり、日行連編「建設業法と建設業許可 行政書士による実務と解説 第2版」（日本評論社）では、建設業の企業評価を向上させるために、SDGs（持続可能な開発目標）とPDCAサイクルを改善手法とした環境省が策定した環境経営システムの「エコアクション21」との連動が提案されたりしています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係から自然災害だけでなく、感染症に対するBCP策定が組み込まれるようになっています。

行政書士が指定申請等で支援している障害福祉サービス事業所等のBCP策定は、努力義務とされ、令和6年度には義務化されます^{※3}。

このように計画的運営や活動に対する社会的要請が増し、制度化が進む中で、権利義務・事実証明を業とし「見える化のプロ」である行政書士が、計画の意図や事実に基づく適正な記録を事業者に寄り添い支援し、その要請や期待に応えることで、企業評価を高める手助けとなることが、社会の持続可能な発展に寄与することになると思います。

そして多くの会員の皆さまが業務改善の一環として取り組んでいただくことが、行政書士制度の信頼性向上につながるものと確信しています。今後ともますますのご協力をお願いします。

《参考》

※1 持続可能な発展（Sustainable Development）

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危機にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展。
「日本語訳ISO26000：2010 社会的責任に関する手引」日本規格協会編 P41

※2 KEMS 神戸環境マネジメントシステム

本会HP>兵庫県行政書士会の取り組み>KEMS 神戸環境マネジメントシステム
<https://www.hyogokai.or.jp/action/kems/>

※3 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

厚労省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html